

2022年6月号

ニュースナビ

時間の壁を乗り越えた勝訴判決 優生保護法訴訟大阪高裁・東京高裁判決の意義

優生保護法被害兵庫弁護団 弁護士 相原健吾 (あいほら けんご)

やっと出された勝訴判決

2022年2月22日、大阪高等裁判所第5民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人（原告）らに慰謝料計2750万円等の支払いを命じる判決を言い渡しました。また、同年3月11日、東京高等裁判所第12民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人（原告）に慰謝料1500万円等の支払いを命じる判決を言い渡しました。

2018年に仙台地裁に初めて提訴がされた後、仙台、東京、大阪、札幌、神戸などの地裁では敗訴判決が下されましたが、今回、2つの高裁判決で控訴人（原告）らの請求が認められ、国に損害賠償を命じる勝訴判決が下されました。

憲法違反と被告国の責任、控訴人らの損害

大阪高裁判決と東京高裁判決は、これまでの各地裁判決と同様に優生保護法が憲法13条（幸福追求権）、憲法14条1項（平等権）違反であると認定しました。

そして、大阪高裁判決は、国会議員が優生保護法という法律をつくったという立法行為について、東京高裁判決は、厚生大臣（当時）が違憲・違法な優生手術を積極的に実施させていた

ことについて、国は、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償義務を負うと認定しました。

なお、優生手術を受けさせられた者の精神的苦痛に対する慰謝料について、大阪高裁判決は1300万円、東京高裁判決は1500万円と認定しました。また、大阪高裁判決は、優生手術を受けさせられた者の配偶者の精神的苦痛に対する慰謝料については200万円と認定しています。

除斥期間の壁を越えた大阪高裁判決

これまでの各地裁判決は、ことごとく除斥期間（不法行為がおこなわれたときから20年が経過してしまうともっていた権利が消滅してしまうという民法のルール）の壁に阻まれていましたが、大阪高裁判決では、その除斥期間の壁を初めて乗り越えました。

大阪高裁判決は、権利行使を不能又は著しく困難にする状況を加害者（国）が創出した場合に除斥期間を適用して加害者を免責するのは著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用は制限され、請求権は消滅しないと判断しました。

具体的には、時効の完成を延期する時効停止の規定（民法158条～160条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6ヵ月を経過するまでの間、除斥期間の適用が



▲東京高裁判決後、国の上告を阻止するためにとりくまれた緊急厚労省前集会（3月23日）にて。参加した兵庫の仲間たち

制限されるとしました。

時効停止とは、時効の完成間際に時効の中断（リセット）がおこなえない事由が生じたときに、時効の進行が一時的にストップするという民法のルールのことで、時効の中断をおこなえない場合は、その理由がなくなったときから6ヵ月の間は時効が完成しないと定められています。大阪高裁判決は、この時効停止の規定を参照し、除斥期間の適用が制限されると判断しました。

除斥期間の適用をより制限した東京高裁判決

大阪高裁判決に続いた東京高裁判決は、より踏み込んだ判断をおこない、除斥期間の適用をより制限し、裁判における優生保護法による被害救済の道を広げました。

東京高裁判決は、①違憲である法律に基づき、国の施策として、被害者に対して人権侵害をおこなったこと、②国が積極的に優生施策を推進し、偏見差別を社会に浸透させたこと、強制や欺罔の手段等を用いることにより、被害者が優生手術の被害に気づくことができない構造的な仕組みを構築したこと、③憲法に違反する法律に基づく施策によって生じた被害の救済を、下位規範である民法724条後段（除斥期間の記述）を無条件に適用することによって拒絶することは慎重であるべきであること、④被害

者が不法行為によって生じた被害であると認識できないうちに除斥期間の経過により権利が当然に消滅するというのは被害者にとって極めて酷であること、⑤優生保護法改正以降も、長期間、優生手術を正当化し、自己の受けた被害についての情報を入手できる制度の整備を怠ってきたこと等の事情があることを理由として、条理上、正義・公平の見地から、除斥期間の適用を制限しました。

具体的には、一時金支給法が成立した2019年4月24日から起算して5年が経過するときまでは、除斥期間は適用されないと判断しました。

今こそ、全面的な問題解決を

残念ながら、2つの高裁判決に対し、国が上告したため、最高裁で新たに判断が下されることとなります。

しかしながら、優生保護法による被害を受けた方は、総じて高齢者の方々であり、被害回復には一刻の猶予も許されません。国は、東京と大阪の2つの高裁が、優生保護法の立法とそれに基づく政策について国の責任を明確に断じたことを重く受け止め、強制不妊手術の被害者らの尊厳回復に向けた措置を直ちにとるべきです。今こそ、国に働きかけ、法律によって、優生保護法による被害の全面的な問題解決をおこなうべきです。